防衛情報通信基盤の業務実施に関する訓令を次のように定める。 平成15年3月26日

防衛庁長官 石 破 茂

## 防衛情報通信基盤の業務実施に関する訓令

改正 平成18年 3月27日庁訓令第 12号 平成18年 7月28日庁訓令第 83号 平成19年 1月 5日庁訓令第 1号 平成19年 8月30日省訓令第145号 平成27年10月 1日省訓令第 39号 平成29年 3月30日省訓令第 20号 令和 4年 5月23日省訓令第 53号

(趣旨)

第1条 この訓令は、防衛情報通信基盤に関し自衛隊が行うべき業務を統合的 に実施するため、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各 号に定めるところによる。
  - (1) 防衛情報通信基盤 自衛隊が共通に使用する音声通信網及びデータ通信網で、固定の通信回線(専ら音声通信に使用するものにあっては多重伝送路を使用するものに限る。以下この条において同じ。)、衛星可搬局により構成される通信回線及び移動体通信により構成される通信回線並びに音声通信用機器及びデータ通信用機器で構成されるものをいう。
  - (2) 音声通信用機器 防衛情報通信基盤の音声通信網に使用するもので、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める機器で構成されるもの。
    - ア 市ヶ谷地区 音声交換機、接続装置、端末、周辺機器その他のハード ウェア、ソフトウェア、データ及び附帯設備
    - イ 市ヶ谷地区以外 音声交換機(中継交換の機能を有するものに限る。)、 周辺機器その他のハードウェア、ソフトウェア、データ及び附帯設備
- (3) データ通信用機器 防衛情報通信基盤のデータ通信網に使用するもので、 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める機器で構成されるもの。
  - ア 市ヶ谷地区 データ通信装置、電子計算機、接続装置、周辺機器その 他のハードウェア、ソフトウェア、データ及び附帯設備
  - イ 市ヶ谷地区以外 データ通信装置、電子計算機、周辺機器その他のハードウェア、ソフトウェア、データ及び附帯設備

- (4)整備計画局長等整備計画局長、防衛省本省の施設等機関の長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、情報本部長、防衛監察監及び地方防衛局長並びに防衛装備庁長官をいう。
- (5)機関等 防衛省本省の内部部局、防衛省本省の施設等機関、情報本部、 防衛監察本部及び地方防衛局並びに防衛装備庁をいう。
- (6) 各幕僚長 統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長及び航空幕僚長をいう。
- (7) 設計 通信回線の種類、容量及び経路、音声通信用機器及びデータ通信 用機器の機能及び仕様、情報システムの防衛情報通信基盤への接続要領その 他の防衛情報通信基盤に関する設計をいう。
- (8)維持管理 諸試験、点検、修理及び調整並びにデータ通信用機器の設定 及び形態管理その他の防衛情報通信基盤(通信回線及び音声通信用機器を除 く。)を維持管理するための一切の作業(次号に掲げるものを除く。)並び にこれに附随する事務をいい、これらに関する統計の作成を含む。
- (9) 運用 監視、障害対処、データ通信装置及び電子計算機の全部又は一部の停止、情報システムとの接続又は切離しその他の防衛情報通信基盤(通信回線及び音声通信用機器を除く。)の運用に関するすべての操作並びにこれに附随する事務をいい、これらに関する統計の作成を含む。

(設計)

第3条 防衛情報通信基盤の設計は、統合幕僚長が行う。この場合において、 統合幕僚長は、関係する整備計画局長等に対し、当該業務の実施に関し、必 要な協力を求めることができる。

## (維持管理及び運用)

- 第4条 防衛情報通信基盤の維持管理及び運用は、別に定めるものを除き、統 合幕僚長が行う。
- 2 統合幕僚長は、防衛情報通信基盤の維持管理及び運用に関する業務を統制 するものとする。
- 3 陸上幕僚長は、統合幕僚長が行う市ヶ谷地区の防衛情報通信基盤の維持管理及び運用に関する業務において、統合幕僚長を支援するものとする。

## (通信監査等)

- 第5条 各幕僚長は、次に掲げる通信の内容を監査しなければならない。ただし、第2号に掲げる通信にあっては、その内容を監査し難い場合には、監査の対象となる通信の特性を踏まえ、各幕僚長がその他の方法による監査の要領を定め、これに基づき行う監査をもって内容の監査に代えることができる。
  - (1) 防衛情報通信基盤を構成する電子計算機を使用して行われる電子メール による通信
  - (2) 前号に掲げるもののほか、防衛情報通信基盤を使用して行われる防衛省 以外の者との間のデータ通信

2 各幕僚長による前項の監査は、次の表の右欄に掲げる部隊又は機関に属する者の行う通信についてそれぞれ行うものとする。

統合幕僚長	統合幕僚監部及び自衛隊サイバー防衛隊
陸上幕僚長	陸上自衛隊(自衛隊情報保全隊、自衛隊体育学校、自衛 隊中央病院、陸上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院及 自衛隊地方協力本部を含む。)
海上幕僚長	海上自衛隊(海上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院含む。)
航空幕僚長	航空自衛隊(航空幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院 含む。)

- 3 統合幕僚長は、防衛情報通信基盤を構成する電子計算機を使用して行われ る電子メールによる通信が適切な方法で行われているかどうかを監査しなけ ればならない。
- 4 各幕僚長は、第1項及び前項の監査の結果、重要と認められる事項について、防衛大臣に報告しなければならない。
- 5 統合幕僚長は、機関等に属する者が行う第1項各号に規定する通信のうち、 その内容が次条各号に照らして不適切とされるおそれのあるものを抽出しな ければならない。この場合において、統合幕僚長は、抽出した通信の内容を 当該通信を行った者の属する機関等の長(防衛省本省の内部部局にあっては 整備計画局長。以下同じ。)に通知しなければならない。
- 6 統合幕僚長は、前項前段の通信について、不適切とされるおそれのあるものの範囲その他の適切な通信の実施に必要な事項を、機関等の長と協議の上、機関等ごとに定めることができる。
- 7 第5項の通知を受けた機関等の長は、当該通知の内容のうち、重要と認め られる事項について、防衛大臣に報告しなければならない。
- 第6条 前条第1項に規定する監査は、次に掲げる事項について行うものとする。
  - (1) 通信規律に関する事項
  - (2) 通信保全に関する事項
  - (3) その他必要な事項

(情報システムの監査)

第7条 統合幕僚長は、情報システムを最初に防衛情報通信基盤に接続すると きは、防衛情報通信基盤の保全の確保のため、当該情報システムを監査しな ければならない。

- 2 前項に規定する場合のほか、統合幕僚長は、必要に応じ、防衛情報通信基 盤に接続する情報システムを監査することができる。この場合において、統 合幕僚長は、あらかじめ、当該監査の対象となる情報システムを管理する整 備計画局長等に対し、その旨を通知するものとする。
- 3 前2項の場合において、整備計画局長等は、統合幕僚長の実施する監査に 協力しなければならない。
- 4 統合幕僚長は、第1項及び第2項の監査を受けた情報システムを管理する 整備計画局長等に対し、当該監査の結果を通知しなければならない。
- 5 前項の場合において、統合幕僚長は、監査を受けた情報システムに関し、 是正又は改善が必要であると認めるときは、当該情報システムを管理する整 備計画局長等に対し、必要な措置を採るべきことを勧告することができる。

(情報システムの監査の内容)

- 第8条 前条に規定する監査は、次に掲げる事項について行うものとする。
  - (1)情報システムの保全に関する事項
  - (2) その他必要な事項

(委任規定)

第9条 この訓令の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則(平成27年10月1日省訓第39号)(抄)

- 1 この訓令は、平成27年10月1日から施行する。 附 則(平成29年3月30日省訓第20号)(抄)
- 1 この訓令は、平成29年4月1日から施行する。 附 則(令和4年5月23日省訓第53号) この訓令は、令和4年5月23日から施行する。